

かながわ避難者と共にあゆむ会規約

(名 称)

第1条 当会は、かながわ避難者と共にあゆむ会（以下「当会」という）と称する。

(当会の目的)

第2条 当会は、東日本大震災により被災地から神奈川県近郊に避難されている方々同士が知り合い、語り合い、つながること。“ふるさと”を失うことなく絆を新たにすること。これらのことを通じて避難されている方々同士が主体的にコミュニティを築き、いきいきとした笑顔を取りもどすことを目的とする。

(所在地)

第3条 当会の活動場所は、以下のとおりとする。

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター11階

「かながわ災害救援ボランティア活動支援室」

Tel : 045-312-1121 (内線 4142)

(事業および事業年度の期間)

第4条 当会は次の事業を行う。

- (1) 避難者同士のネットワーク形成支援
- (2) かながわ・あづまっぺお茶っこ会
- (3) 町別交流懇親会
- (4) ふるさとコミュニティ in かながわ
- (5) 広報・ホームページ
- (6) 勉強会、支援団体交流
- (7) ふるさとバス便
- (8) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

2. 1年の事業年度における期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会員および構成)

第5条

本会は、第2条の目的に賛同した、次の会員をもって構成する。

1. 正会員 第4条に定める事業を企画・準備・実施するもの。
2. 賛助会員 当会への資金的な支援をおこなう個人・団体。

(正会員の条件)

第6条 正会員は、以下の全項目を満たすものとする。

1. 会が定める「私たちが大事にすること」を守ること。
2. 会員1名以上から推薦を得ること。
3. 第8条に定める会費を収めること。

(入会手続)

第7条 当会の入会の手続きは別途定めるものとする。

(会費)

第8条 会費は、一口1,000円とし、一口以上何口でも可とする。

2. 当会の正会員および賛助会員は、一口以上の会費を事業年度毎に支払うこととする。

(退会)

第9条 会員は、当会に退会の意思を伝えることにより退会できる。

(会員の禁止事項)

第10条 会員は、事業の運営を通じて以下の行為を行うことを禁止する。

- (1) 知りえた避難者、関係自治体、当会の情報についての第三者への開示または漏えい。
- (2) 特定の宗教、思想、政治活動。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力との関わりをもつこと。
- (4) セクシャルハラスメント行為およびパワーハラスメント行為。
- (5) 避難者、関係団体、自治体または会員の名誉を棄損する行為。
- (6) 国内法に違反する行為。

(役員の設定およびその任務)

第11条 当会に、次の役員を置く。役員の任務は以下の通りとする。

- (1) 代表 1名・・・当会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表 若干名・・・代表を補佐し、代表が不在の場合には任務を代行する。
- (3) 事務局長 1名・・・代表の意を受けて、当会の事務を統括する。
- (4) 事務局次長 若干名・・・事務局長を補佐し、事務局長が不在の場合に任務を代行する。
- (5) 会計責任者 2名以内・・・事務局に所属し、会計処理を適切に処理する。
- (6) 個人情報責任者 2名以内・・・事務局に所属し、個人情報を適切に取扱う。
- (7) 監査責任者 2名以内・・・毎事業年度の会計を監査し、総会に報告する。

(役員の選任)

第12条 役員は、会員の中から推挙し、総会の承認を得るものとする。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の報酬)

第14条 役員の報酬は支給しない。

(名誉会員等)

第15条 当会に、名誉会員及び顧問等を置くことができる。

(会 議)

第16条 会議は、総会、リーダー会議、事務局会議及び全体会議とする。

(総 会)

第17条 総会は、年1回開催し、事業報告・決算報告・事業計画・予算計画及び役員承認その

他大会の大綱を審議し、決定等を行う。なお、特別の事由があるときは臨時総会を開催することができる。

2. 総会は、会員で組織し、代表がこれを招集する。

3. 総会は、総会日の15日以前に全会員に通知を行った後、総会当日の出席者によって成立し、議決は出席者の過半数以上で決するものとする。

(その他の会議)

第18条 その他の会議の運営は、以下のとおりとする。

名称	開催	出席者	内容
リーダー会議	月1回	代表、副代表、事務局長、 その他参加が必要な者	大会の運営、事業の執行について 会の意思決定を行う
事務局会議	週1回	事務局メンバー	大会の運営、事業の執行について 全体の進捗や課題を確認する
全体会議	月1回	会員	大会の運営、事業の執行について の情報共有、議論を行う

(会計)

第19条 大会の運営に必要な経費は、会費・補助金・寄付金・支援金・事業に伴う収入等によってまかなう。

(会計監査)

第20条 大会は、監査役による会計監査を受けなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第21条 大会は、個人情報を適法かつ適切に取り扱う。取扱いの詳細は、別に個人情報保護規定を定め、それに従うこととする。

(法遵守)

第22条 大会は、すべての活動において、日本国内の法律を遵守するものとする。

(施行細則)

第23条 この規約の施行について必要な事項は、リーダー会議および事務局会議において別に定める。

(規約の改正)

第24条 この規約の改正は、リーダー会議の過半数の賛成をもって改正することができる。

付 則

この規約は、平成26年 4月1日から施行する。